

外国人技能実習生の労働条件確保のための監督指導状況

愛知労働局

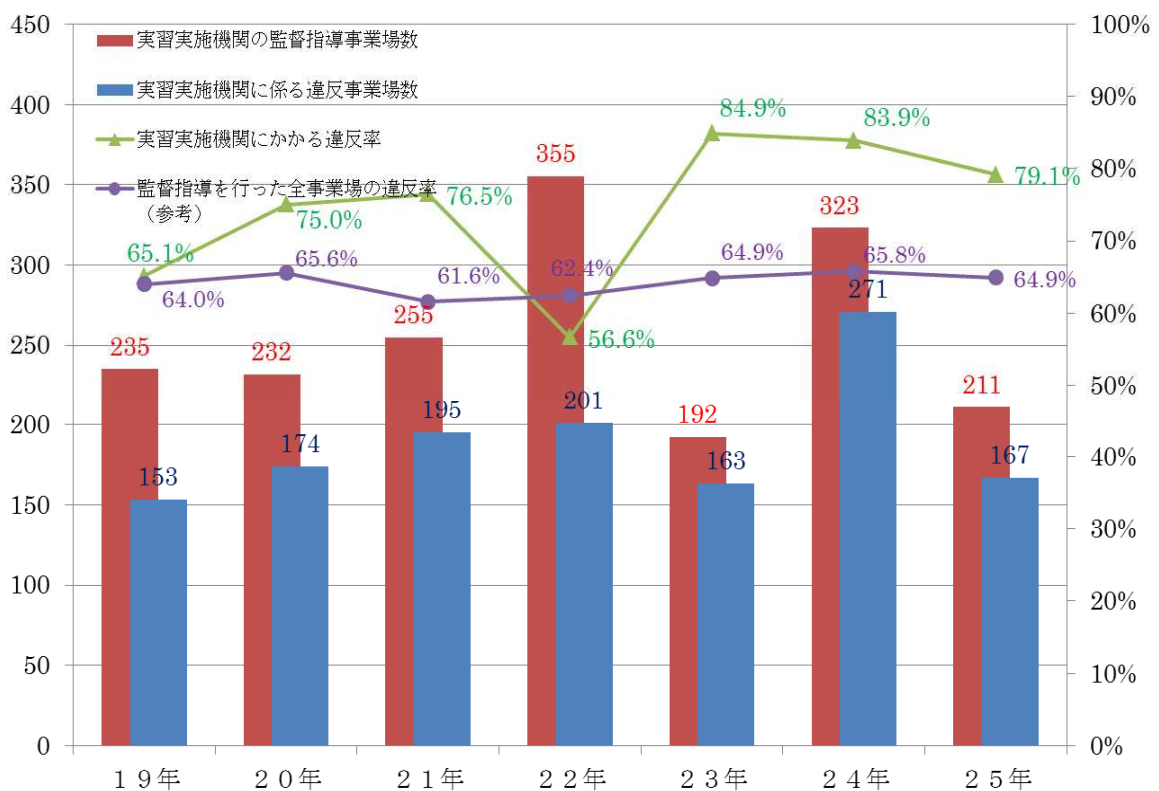
愛知労働局においては、外国人技能実習生の適正な労働条件の確保に重点的に取り組んでいるところであり、平成25年には実習実施機関211事業場に対し監督指導を実施し、このうち79.1%に当たる167事業場で労働基準関係法令違反が認められた。また、40.8%に当たる86事業場で外国人技能実習生に対する労働基準関係法令違反が認められた。

実習実施機関の労働基準関係法令の違反率は、同年に行った全事業場に対する監督指導の違反率64.9%より高い状況がある。

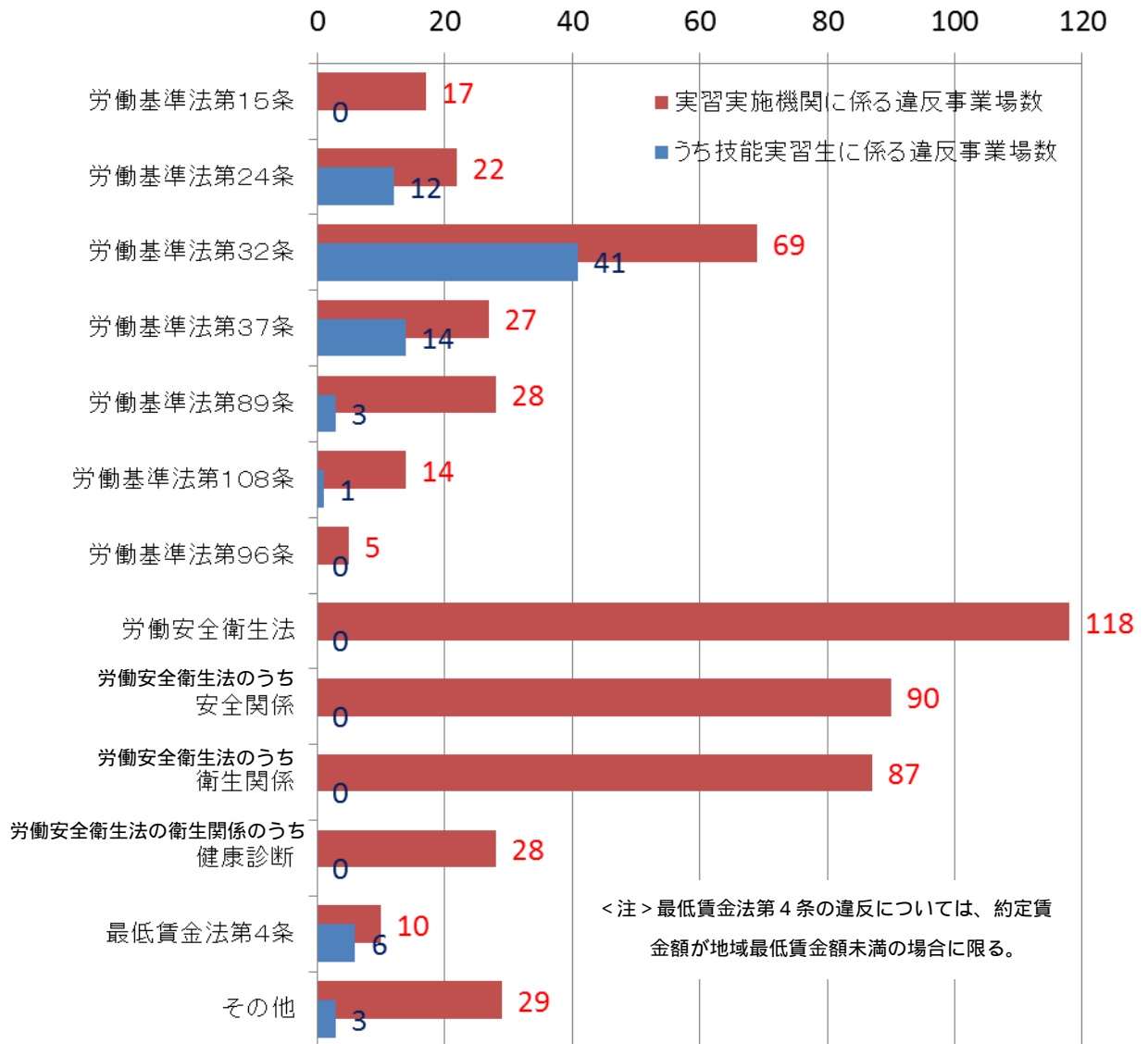
1 監督指導状況

(1) 平成19年以降において、労働基準監督署が実習実施機関に対し監督指導を実施した事業場数及び違反事業場数は次のとおりである。

平成22年を除いて、監督指導を行った全事業場の違反率より高い傾向がみられる。



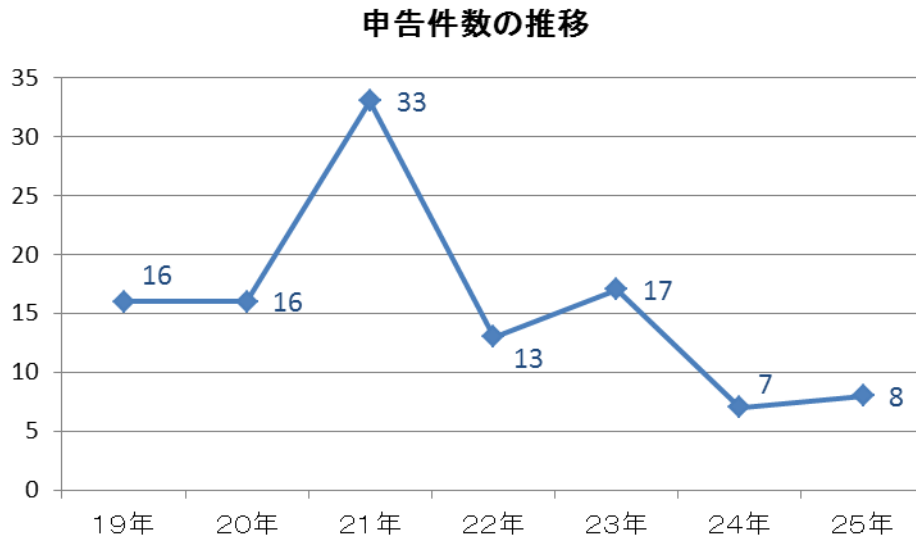
(2) 平成25年において、労働基準監督署が実習実施機関に対し監督指導を実施した結果、主な違反内容は次のとおりである。



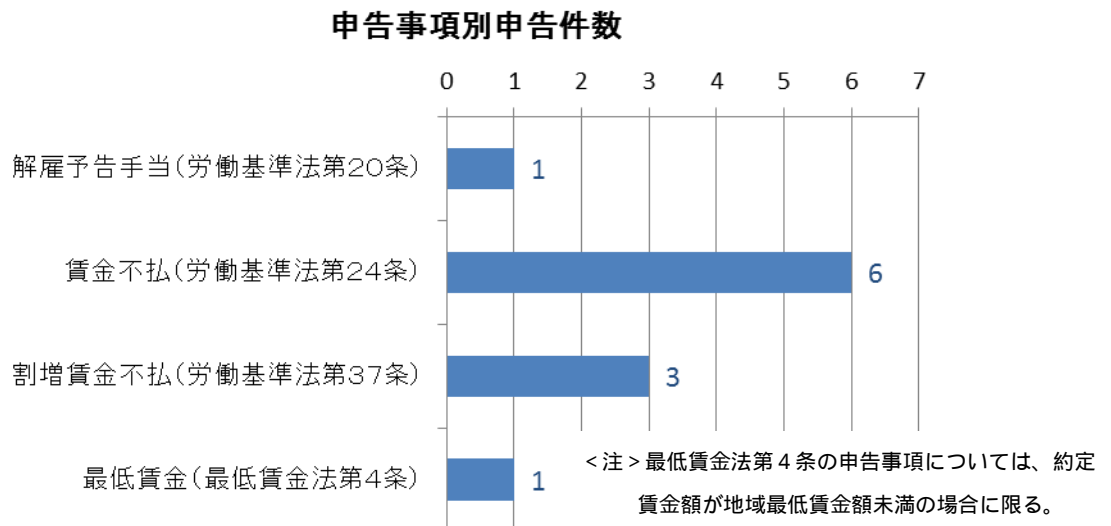
技能実習生に関して労働基準法第32条違反が認められた41事業場のうち、法定労働時間を超える時間外労働及び休日労働の合計が1ヶ月100時間又は2ないし6ヶ月の平均で1ヶ月当たり80時間を超えているのは、43.9%に当たる18事業場であり、監督指導事業場の8.5%を占める。

2 申告状況

- (1) 平成19年以降において、愛知労働局内の労働基準監督署に対して外国人技能実習生から労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告件数は次のとおりである。



- (2) 平成25年における主な申告事項は次のとおりである。



<注> 申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の合計と申告件数とは一致しない。